（年金制度）：給付削減に踏み切ったスウェーデンの一元的年金

スウェーデンが 1999 年改革によって導入した概念上の拠出建年金は、日本の民主党の年金改革案のモデルとなっている。しかし、同国でもリーマンショック以降の運用損失に加え、賃金上昇の鈍化から財政が悪化し、激変緩和措置を講じつつも、給付額の削減を決めた。

スウェーデンの公的年金制度では、1999 年の改革により、一定額（平均賃金の約１割）以上の所得がある者全員を対象とする一元的な年金制度がスタートした。各被保険者が支払う所得の 18.5%の保険料を 16.0%のＮＤＣ（運用資産のない概念上の拠出建年金）と 2.5%のＦＤＣ（実際に運用資産のある拠出建年金）の２つの勘定に分ける。それぞれの勘定残高には毎年、利息がつく。ＮＤＣの利率は対象となる所得の上昇率、ＦＤＣの利率は実際の運用利回りである。引退後には各勘定の残高を年金化する。その際にＮＤＣでは 1.6%の所得上昇率を仮定する。

加えて、所得が低い者や保険料拠出期間が短い者には税を財源とする保証年金が支給される。2009 年では所得比例年金（あるいは 1999 年改革前の旧制度の年金）の額が 4 万 8,000 クローネ（平均賃金の３割弱）以下の場合、保証額 8 万 1,300 クローネと所得比例年金との差額を保証年金として支給する。所得比例年金の額が 4 万 8,800 クローネを１クローネ超えるごとに保証額が 0.48 クローネ減少し、所得比例年金が 11 万 6,400 クローネ以上になると保証年金の支給がなくなる（図表１参照）。

このように、スウェーデンの年金制度は、①賦課方式を基本としながらも各個人の勘定に残高が積み上がっていく、②最低保証の仕組みにより低年金を避ける、特徴をもっており、2009 年総選挙のマニフェストや政策ＩＮＤＥＸなどで民主党が提示した、年金改革案のモデルとなっていると言う。なお、スウェーデンでは旧制度から新年金制度への移行期間を 20 年とした。

図表１　スウェーデンの年金制度

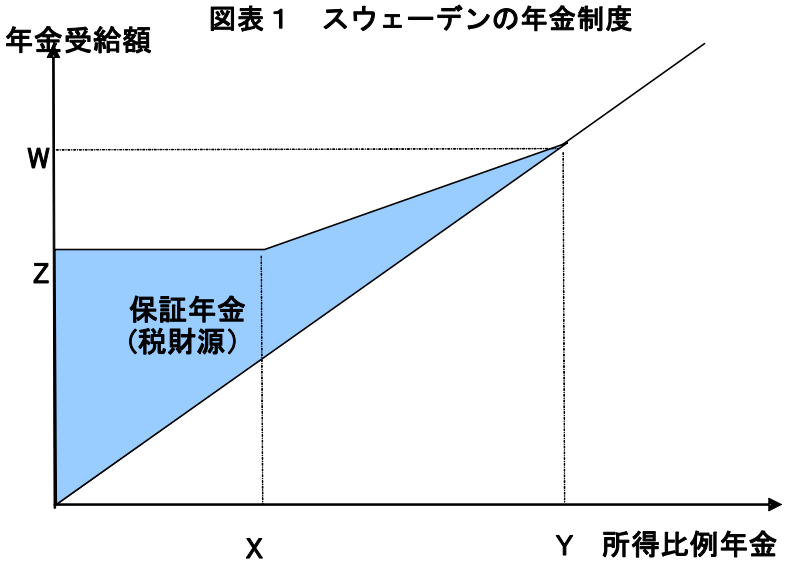

2009 年度の水準は概算以下の通り（夫婦世帯の場合：1人あたり）

X：48,800 クローネ　　Y：116,400 クローネ
Z：81,300 クローネ　　W：116,400 クローネ
（1クローネ＝約 12 円）

ＮＤＣ年金制度を財政的に持続させるため、スウェーデンでは自動均衡ルールを導入している。毎年末に年金資産と債務のバランスを検証し、資産より債務が大きい場合には自動的に年金額を削減するルールである。年金資産は 1999 年の制度変更時から引き継ぎ、積立・運用を行ってきた、およそ 8,000 億クローネの運用資産と「保険料資産」という仮想の資産からなる。後者は賦課方式の下で、徴収された保険料がどの程度の年金給付に充てられるかを示している。例えば、１万クローネの保険料が支払われ、それにより年金支給が発生するまでの期間（滞留期間）が 30 年間なら、保険料資産は 30 万（＝１万×30）クローネである。他方、債務は旧制度の債務の現在価値及び新制度のＮＤＣ勘定残高の合計である。計算された資産／債務の比率が 1.0 を下回った場合には、自動的に年金額を削減することにより 1.0 を回復する。計算の際に、保険料資産を計算するための保険料額、滞留期間は過去３年間の平均値、他方、年金資産の評価額は期末の時価を使用するルールであった。

この資産／債務の比率は、所得上昇率、労働力参加率、年金資産の利回り、さらに長期的には出生率、死亡率に影響される。実際には 2007 年まで、この比率は 1.0 を上回っていた。しかし、リーマンショック後の金融混乱により運用資産が 20%を超える損失を計上したため、2008 年末には 0.967 に低下した。自動均衡ルールを適用すると、2010 年の年金額は 3.3%削減される。加えて 2009 年 6 月までの年間所得上昇率が想定の 1.6%に対して 0.3%に止まったため、この不足分 1.3%を加え年金支給額を 4.6%削減するはずだった。しかし、年金の急激な削減を避けるために、政府は結局、年金資産の評価の際も 2008 年末時点の価格ではなく、過去３年の平均値を用いることとした。その結果、2010 年の削減額は 1.6%圧縮されて 3.0%となる一方、2011・2012 年の年金額の削減幅は、0.7%、1.4%に拡大するとされている（裏表紙の図表２）。

年金給付額の削減幅を圧縮する措置は、資産／債務比率の 1.0 への回復を遅らせる上、将来の加入者所得の上昇分が十分に給付に反映されず、世代間の公平を損いかねない。しかし、政府は超党派の「年金グループ」による議決を経て、削減幅を圧縮することとした。なお、最低保証年金があるため、年金給付額を削減しても保証年金受給層における減収は、所得比例年金が図表１のＸとＹの間の層では削減額の 52%であり、Ｘ以下の層には全く影響がない。

ここで日本の年金制度への示唆を３点指摘する。第１に民主党がモデルとするスウェーデンの年金制度といえども万全ではなく、将来の不確実性から逃れられない。日本で同様の制度を導入できたとしても、資産運用だけでなく、雇用や人口にかかわる基礎率の変動の影響を受けざるを得ない。第２にスウェーデンでも、予想外のマイナスにはルール通りに対処するのではなく、政治的な配慮を用いている。５大政党の政治家から構成される「年金グループ」という組織があったことで、大きな政治的対立や反政府キャンペーンを避けながら、年金額の削減幅を決定することができた。第３に幅を圧縮したとはいえ、実際に名目年金額を削減している。他方、日本では 2000～2002 年度に名目年金額を削減しなかった上、2004 年の改革で導入された年金額のマクロ経済スライドが、物価や賃金が下落した過去５年では全く効果を発揮していない。その結果、2004 年改正時から 2009 年財政検証までの５年間でモデル所得代替率が 59%から 62%に上昇した一方、マクロ経済スライドによって実質年金額を削減する期間の終了見込みが 2023 年から、2038 年まで先送りされてしまったのである。

図表２　スウェーデンの所得比例年金の自動均衡機能による削減率予測

図表2:(所得比例)年金給付額の増減予測

	年	2010	2011	2012
賃金上昇率	①	０．３	３．４	３．８
		▲１．６	▲１．６	▲１．６
自動均衡前の増減	②＝①－１．６	▲１．３	１．８	２．２
自動均衡による増減	③	▲３．３	▲６．１	▲１．０
現行ルールでの増減幅	*④＝②＋③*	▲４．６	▲４．３	１．２
3年移動平均ルールでの削減幅		▲３．０	▲４．９	▲０．３

(出所) 以下を参考に筆者作成
SttergrenOle, (2009),
"Governance, Transparency and Ownership- The Message to the owners", DRAFT 12-03
Sunden, Annika, (2009) "The Swedish Pension Sysytem and the Economic Crisis "

(注)

1．年金支給開始前のＮＤＣの勘定残高は本来、所得上昇率によって増えていくが、自動均衡装置が働いたことにより、2009 年は 1.4%減少したと考えられる。

2．2009 年 6 月までの物価上昇率が年率▲0.8%だったことから、図表１のＸ，Ｙ，Ｚ，Ｗの名目額も 0.8%低下した。

(臼杵政治)